

# 相談・通告は支援の始まりです。

虐待は、子どもの心と身体に大きな傷を残します。

虐待をしてしまう保護者も自分で止められない怖さや誰かに気付いてほしい思いを抱えているかもしれません。

子どもや保護者のSOSに早く気づくことが、閉ざされた家庭内で虐待がエスカレートすることを防ぎます。

相談・通告は虐待を受けている子どもと困っている保護者を援助するための第一歩となります。

## 「虐待」もしくは「虐待の疑い」を見たら



## 虐待対応において緊急性が高いもの

### 子どもの様子

- ・生命の危険があるようなケガ  
(骨折、頭部や顔へのケガ、腹部を蹴る・殴る、乳幼児を投げる、乳幼児の脱水症状や衰弱など)
- ・自殺未遂(自殺を企てる、ほのめかす)
- ・性的な被害(性交、性器や性交を見せる、体に触る・触らせるなど)
- ・子どもが保護を求めている(家に帰りたがらない差し迫った状況がある)
- ・放置など(遺児)

### 保護者の様子

- ・生命の危険があるような加害行為  
(蹴る、殴る、首を絞める、溺れさせる、乳児を強く揺さぶる、乳幼児への身体的虐待など)
- ・治療が必要だが受診させていない(乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷など)
- ・親子心中の計画(心中を考えている、子どもを殺してしまいそうなどの訴え)

乳幼児の場合は、自ら危険を回避できないため、危険度や緊急性が高まります!

那覇市

# 子ども虐待 対応マニュアル

関係  
機関用

—ダイジェスト版—



### 虐待の疑い

「もしかしたら虐待ではないかも?」  
「間違っていたら迷惑をかけるのではないか?」  
という虐待の疑いでもかまいません。  
調査の結果、間違っていても  
責任を問われることはあります。  
(児童虐待防止法第6条)

### 守秘義務には違反しません

子どもと接することの多い、近隣、  
保育所、学校、医療機関等が早めに  
虐待に気づくことはとても大事です。  
通告によって守秘義務違反に  
問われることはありません。  
(児童虐待防止法第5条、6条)

オレンジリボンを  
あなたの胸に



### 通告者の匿名は 守られます

匿名でも通告ができます。  
通告者が誰であるか  
公表されることはありません。  
(児童虐待防止法第7条)

児童虐待を見た場合はまず、相談・通告を!

●那覇市こどもみらい部 子育て応援課 子育て支援室

相談 098-861-5026(平日8:30~17:15)

通告 098-862-0593(平日8:30~17:15)

●沖縄県中央児童相談所

098-886-2900 または 189(いちはやく)

# 家庭・地域でのチェックポイント

児童虐待は家庭の中でおこなわれることがほとんどで、発見することが難しいと言われています。チェックポイントを参考に、言動が気になる子どもや保護者がいたら、那覇市子育て支援室(098-861-5026)までご連絡をお願いします。



## 気づきのポイント

### 子どもの様子

- 身体に不自然な傷や叩かれたようなあざ、やけどなどがある。
- 尋ねると、傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がる。
- 予防接種や健診を受けていない。
- 特別な病気がないのに、体重や身長の伸びが悪い。
- 季節に合わない服装をしていたり、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。
- 保護者の顔色をうかがう反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- 表情が乏しかったり、暗い顔をしており、受け答えが少ない。
- 学校や保育所等の欠席や遅刻が多い。訪問すると保護者が不在であったり寝ていたりする。
- 急いで食べる、何回もおかわりをするなど、食べ物への強い執着がある。
- 基本的な生活習慣が身についていない。
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる。
- 極端な性的な遊びや言葉、行動が見られたり、極端な拒否感がみられる。
- 他の人の身体接触を異常に怖がる。
- 万引き等の問題行動を繰り返す。
- 反抗的な態度や嘘が多い。
- 家に帰ったがらない、家出を繰り返す。



### 保護者の様子

- 子どもがケガをしたり、病気になったりしても医者に診せようとしない。
- 子どもの身体症状（打撲傷、やけどなど）について、一貫性のない説明をする。
- 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、きょうだいとの差がある。
- 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い。
- 体罰や年齢不相応な教育等を「しつけ」「家庭の教育方針」等と正当化する。
- 学校などからの連絡に応じない。
- 感情をいらだたせ、思い通りにならないとすぐ怒る。
- 無表情で、子どもに対して語りかけをしない。

## 基本的な対応

### 子どもへの対応

#### ●子どもから虐待の事実を聞いたとき

- ・子どもが話す内容を否定しないで、「よく話してくれたね」という姿勢で聞きます。
- ・子どもが悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにします。

#### ●子どもから虐待の事実を聞いたが、「言わないで」と口止めされたとき

- ・子ども（あなた）を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もあることを、子どもが納得できるように丁寧に説明します。

### 保護者への対応

#### ●虐待を発見した場合

- ・子どものことを心配していることを伝え、法律（児童虐待防止法第6条）に基づき通告の義務があることを丁寧に説明します。  
保護者への対応については、那覇市子育て支援室または中央児童相談所と相談します。

## 通告の仕方

虐待を受けたと思われる子どもを発見したことを通告するときは、把握している情報をあらかじめ整理しておくことが大切です。

- ・虐待の具体的な内容と事実経過
- ・虐待現場の目撃の有無
- ・虐待を受けた子ども、虐待をしている保護者から出た情報（具体的な言動）
- ・保護者と通告者との関係、保護者の通告者への態度
- ・他に関係している機関

## 虐待が子どもに与える影響

### 身体への影響

- ・外傷、骨折、火傷、内出血などによる身体的障害。重篤な場合は死に至ることや重い障害が残ることもある。
- ・栄養障害や体重増加不良、低身長など。
- ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、発育不全などが生じる場合がある。

### 人格形成への影響

- ・最も安心を与えられるはずの存在である保護者が虐待を受けることにより、基本的な信頼関係が築けず、結果的に対人関係に問題を生じることがある。
- ・自尊心が育たず、自己否定的、自暴自棄や自傷行為、うつ状態、無感動・無反応、PTSDなど。

### 発達への影響

- ・身体的虐待の後遺症や、情緒的な関わりの欠陥によって、知的障害を生じることがある。
- ・安心できない環境やネグレクトによって落ち着いて学習できず、知的発達が妨げられることがある。
- ・発達障害のような特徴が現れることがある。

### 行動への影響

- ・虐待を受けたことへの怒り、不安、孤独などを様々な行動で表す。親や周りの大人の顔色をうかがう、集中力の欠陥、落ち着かない、暴力的な行動など。
- ・家に帰ったがらない、家出を繰り返す、万引き・飲酒・喫煙などの非行、過度に性的な興味を示すなど。